

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

生涯学習のイメージ

生涯学習

学校教育における学習

社会教育における学習

- 国・自治体・公民館等の社会教育施設が行う講座・研修会
- 大学・高校等が行う公開講座
- 民間教育事業者が行う通信教育・カルチャースクール
- 企業内教育

家庭教育における学習

個人学習

- スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、レクリエーション活動等における学習